

第2章 景観法の活用による取組

施策の体系

【第1章】東京らしい景観の形成

【第2章】景観法の活用による取組

【第3章】都市づくりと連携した景観施策の展開

第1 届出制度による景観形成

1 景観基本軸	(1)臨海 (2)隅田川 (3)神田川 (4)玉川上水 (5)国分寺崖線
2 景観形成特別地区	(1)文化財庭園等 (2)水辺(3)小笠原
3 一般地域（上記1，2以外の地域）	

第2 景観重要建造物

第3 景観重要公共施設

4 建築物等における色彩の基準

5 屋外広告物の表示等の制限

第1 都市開発諸制度などの活用

1 大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度

2 大規模建築物等景観形成指針

(1)国会議事堂、迎賓館、 絵画館、東京駅丸の内駅舎
(2)文化財庭園等
(3)水辺 (4)皇居周辺 (5)地域

第2 公共施設の整備による都市空間の質の向上

1 公共事業を通じた景観形成

2 幹線道路の整備に合わせた沿道景観の形成

第3 歴史的建造物の保存等による景観形成

1 東京都選定歴史的建造物の選定

2 特に景観上重要な歴史的建造物等の選定

3 歴史的景観形成の指針

4 都市開発諸制度を活用した保存の推進

5 歴史的建造物の利活用・保存支援の促進

6 歴史的景観の形成

